

平成20年10月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本淳子

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年7月3日

判 決

当事者の表示は別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告ら各自に対し、200万円及びこれらに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを三分し、その二を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 4 この判決は原告ら勝訴の部分に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告ら各自に対し、300万円及びこれらに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

特定の刑事事件における原告らの弁護活動について、被告がテレビ放送において公衆に対し原告らに対する懲戒請求をするように求めたことにより、原告らが経済的損害及び精神的損害を被ったとして、原告らから被告に対し不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

1 関連法令

弁護士法のうち、本件と関連する条項は次のとおりである。

(1) 56条

ア 1項

弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。

イ 2項

懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。

(2) 58条1項

何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2 前提事実（被告において明らかに争わない、当裁判所に顕著である又は証拠により容易に認定できる）

(1) 原告らは、いずれも広島弁護士会に所属する弁護士であり、広島高等裁判所平成18年(ウ)第161号殺人、強姦致死、窃盗被告事件（以下「本件刑事事件」という）の弁護人であった。なお同事件の弁護人らについて以下併せて「本件弁護団」という。

ア 本件刑事事件の後記第1審判決において認定された事実の概要は次のとおりである（甲3）。

犯行当時18歳の被告人（以下「本件被告人」という）が、白昼配水管の検査を装って上がり込んだアパートの一室において、当時23歳の主婦（以下「被害者」という）を姦淫しようとして激しく抵抗されたため、被害者を殺害した上で姦淫し、その後同所において、激しく泣き続ける当時生後11か月の被害者の長女（以下「被害児」という）をも殺害し、さらに、その後同所において、被害者管理の現金等在中の財布1個を窃取した。

イ 本件被告人は、本件刑事事件について第1審及び第2審とも無期懲役刑に処せられた後、最高裁判所第三小法廷平成18年6月20日判決により第2審判決が破棄され、広島高等裁判所に差し戻された。原告足立修一（以

下「原告足立」という)は、本件刑事事件が最高裁判所に係属している間に私選弁護士として選任され、その他の原告らは本件刑事事件が広島高等裁判所に差し戻された後に同じく私選弁護士として選任された。

ウ 本件被告人は、本件刑事事件について第1審及び第2審では公訴事実をいずれも認めていた。しかし、原告足立が選任された後、被害者に係る強姦致死の公訴事実について被害者を生き返らせるために姦淫したなどとして殺意及び強姦の故意を否認し、被害児に係る殺人の公訴事実についても殺意を否認し、本件弁護団もこれに沿った主張をした。

(2) 被告は大阪弁護士会に所属する弁護士であり、いわゆるテレビタレントをも業とする者であるところ、平成19年5月27日讀賣テレビ放送株式会社制作の「たかじんのそこまで言って委員会」と題する番組(以下「本件番組」という)に出演し、共演者らが本件弁護団の活動を批判する中で次のとおり発言した(以下順次「本件発言ア」ないし「本件発言オ」といい、併せて「本件各発言」という)(甲1の①及び②、弁論の全趣旨)。

ア 「死体をよみがえらすためにその姦淫したとかね、それから赤ちゃん、子どもに対しては、あやすために首にちょうちょ結びをやったということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張すること、これはねえ、弁護士として許していいのか」(本件刑事事件において本件弁護団がしたという主張の内容を摘示するもの)

イ 「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」(上記主張を本件弁護団が創作したという事実を摘示するもの)

ウ 「ぜひね、全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないって思うんだったら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ」

エ 「懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を立てれますんで、何万何十万っていう形であの21人の弁護士の懲戒請求を

立ててもらいたいですよ」

オ 「懲戒請求を1万2万とか10万人とか、この番組見てる人が、一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにはいかないですよ」

(3) 本件番組は、讀賣テレビのほか全国18の地方テレビ局により放送された(甲6、以下「本件放送」という)。

(4) 平成19年5月26日以前に原告ら4名に対してされた懲戒請求の件数は0件であった(調査囑託の結果)。

本件番組以降、原告らに対し、本件刑事事件における本件弁護団の主張が弁護士の品位を失うべき非行に当たるなどとする懲戒請求がされた。その後平成19年8月30日までに申し立てられた懲戒請求の件数は、原告足立に対するものが318件、原告井上明彦(以下「原告井上」という)に対するものが301件、原告今枝仁(以下「原告今枝」という)に対するものが302件、原告新川登茂宣(以下「原告新川」という)に対するものが301件であった(甲2の①ないし⑰、弁論の全趣旨)。また、平成20年1月21日ころまでに申し立てられた懲戒請求の件数は、原告足立に関するもの639件、原告井上に関するもの615件、原告今枝に関するもの632件、原告新川に関するもの615件であった(調査囑託の結果)。

なお、平成18年中における懲戒請求の件数は、広島弁護士会所属弁護士に対するものは延べ20件、全国の弁護士に対するものを合計しても1367件であった。

(5) 広島弁護士会は平成20年3月18日付けで本件刑事事件における本件弁護団の主張が弁護士の品位を失うべき非行に当たるなどとする懲戒請求について、原告らに対し、いずれも懲戒しないと決定した(甲20の①ないし⑬)。

3 争点

(1) 本件各発言が原告らに対する名誉毀損に当たるか

- (2) 本件発言でないしオが原告らに対する(1)以外の不法行為に当たるか
- (3) 本件各発言と原告らの損害との間に因果関係があるか
- (4) 原告らが本件各発言により被った損害の有無及び程度

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)に関する当事者の主張

(被告の主張)

本件各発言は、原告らの名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりしたものであるのではない。

被告は本件番組の共演者の発言から一般市民は弁護士の活動に対して何の不服を申し立てることもできないと考えていると知り、弁護士法上の懲戒制度の存在を広く告知する目的で本件各発言をした。

ア 本件各発言の対象は本件刑事事件の弁護活動であり、本件刑事事件は被害者が惨殺され、被害者遺族の悲痛な悲しみとともに死刑適用基準に係る問題点を含み、社会の重大な関心事であった。

また、被告が本件各発言をした当時、本件刑事事件及び本件弁護団の活動が多くのマスメディアで報じられ、論評・批判の対象となっていたことは公知の事実であり、本件各発言には公共性がある。

イ 上記のとおり、本件各発言は弁護士懲戒制度の存在を告知することにあつたから、専ら公益を図る目的を有する。

ウ 原告らは本件番組に出演したり、本件各発言に抗議をしたりするなどして反論する機会があつたのに、これを放棄した。

(原告らの主張)

被告は本件各発言により本件番組の視聴者らに対して原告らの弁護活動には懲戒事由に当たる行為があるという事実を摘示し、原告らの名誉及び信用を毀損した。

ア 本件発言ア及びイにおいて摘示された中には真実でない部分がある。

原告らは本件刑事事件において本件被告人が被害者を殺害した後に強姦したことを「死者を復活させる儀式」であったと主張した。しかし、本件被告人が被害児を床にたたきつけたことを「ままごと遊び」であるとか、被害児の首をひもで締め上げたことについて謝罪するためにちょうちょ結びをしたなどと主張したことはない。

イ 本件各発言が公共の利害に関わることは認める。

ウ 本件各発言の目的は正当な理由を示さないまま市民に向けて原告らに懲戒を扇動することにあつたから「専ら」公益を図るものであるとはいえない。

エ 本件各発言の内容は原告らに弁護士品位を失うべき非行という懲戒事由があつたとして人身攻撃に及んでおり、明らかに意見や論評としての域を逸脱している。

オ 原告らに反論の機会があつたことは名誉毀損の成否と関連性がない。

(2) 争点(2)に関する当事者の主張

以下では便宜上、原告らの総論的主張、被告の総論的主張、被告の各論的主張及び原告らの各論的主張の順に整理する。

(原告らの総論的主張)

ア 本件各発言は広範な影響力を有するテレビというメディアを通じて不特定多数の視聴者に対してなされ、弁護士である被告の刑事手続及び懲戒手続についての発言は専門家による正しい知見であると視聴者に認識されやすいものであり、被告はこのような発言の影響力の大きさを認識していた。

そうであるにもかかわらず、被告は多数の懲戒請求がされれば弁護士会が懲戒処分をせざるを得なくなると誤解させる発言をし、多数の懲戒請求を促した。

被告が真に特定の弁護士に懲戒事由があると考えたのであれば、自分で一通の懲戒請求をすれば足りたのであり、大量の懲戒請求を扇動すること

については正当化されないし、公益性もない。

懲戒請求がされたことによる損害、すなわち名誉・信用の毀損、対象弁護士が負う手続的負担やそのおそれ、それに伴う精神的苦痛は懲戒請求の数に相応して拡大する。

したがって、テレビ番組を通して不特定多数の視聴者に対し特定の弁護士に対する懲戒を扇動する行為は原則として違法となり、真に懲戒事由がある場合でも、せいぜい損害額の算定に影響するにすぎない。そうすると本件各発言についても不法行為が成立する。

イ 被告は原告らに懲戒事由があることについて事実上及び法律上これを裏付ける相当な根拠がないことを知りながら、本件各発言により原告らに対する懲戒請求を促した。

(ア) 本件各発言当時、被告の認識は①本件弁護団が本件被告人の主張をねつ造して創作しており、②本件刑事事件と本件被告人を死刑廃止運動に政治利用している上、③その主張内容が荒唐無稽なものであり許されないことが懲戒事由に当たるというものであった。

したがって、原告が主張するその他の事情はいわば後付けの理由であって、本件各発言を正当化する根拠となり得ない。

(イ) 上記のとおり、本件弁護団が本件刑事事件において本件被告人が被害児を床にたたきつけたことについて「ままごと遊び」であったとか、その首をひもで締め上げたことについて謝罪するためのちょうちょ結びをしただけであるなどと主張したことはない。

(ウ) 本件弁護団が本件被告人の主張をねつ造し創作したとか本件刑事事件と本件被告人を死刑廃止運動に政治利用したというのは何の根拠もない事実無根の臆測である。

(エ) 被告人には資格を有する弁護人を依頼する権利があり、いかに多くの国民から、あるいは社会全体から指弾されている被告人であっても、そ

の主張を十分に聞き入れた上で弁護活動を行う弁護人が必要であり、弁護人には被告人の基本的な人権を擁護する責務がある。被告人の主張や弁解が仮に一見不可解なものであったとしても、被告人がその主張を維持する限り、それを無視したり、あるいは奇怪であるなどと非難したりすることは許されないし、被告人が殺意を争っている場合においては弁護人が被告人の意見に反する弁論を行うことは、弁護士の職責・倫理に反するものであり、厳に慎まなければならない。

被告人の弁明を誠実に受け止めて、これを法的主張として行うことは弁護人の正当な弁護活動であり、仮にこれによって関係者の感情が傷つけられ、精神的苦痛を及ぼしたとしても、ことさらその結果を企図したのではない限り、その正当性が否定されることはない。以上のことは憲法と刑事訴訟法に基づく刑事裁判制度から必然的に導かれるものである。

本件弁護団は鑑定意見及び本件被告人の供述に基づき主張をしたのであり、科学的に理解できない主張であるとか意図的に裁判を遅延させたのではないし、刑事事件における弁護士の職責を果たすために行った。

仮に本件弁護団の主張を理解することに嫌悪感を覚えたとしてもそれは好悪の感情にすぎないし、被害者らを侮辱し死者の尊厳を傷つけるものと受け止められたとしても、懲戒事由に該当するとはいえない。

(㊦) 被告は原告らと関連しない事実を挙げて、原告らに対する懲戒請求には事実上及び法律上の根拠があるとも主張する。しかしながら、ある弁護団に属する弁護士に対する懲戒事由が当該弁護団に属する弁護士に連带的に波及することはありえない。

ウ 自ら懲戒請求をする者であれ、他人に懲戒請求をさせる者であれ、懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠があることについて調査検討をする義務があり、それを怠った場合に懲戒請求等が弁護士懲戒制度の目的に照らし、相当性を欠くときには不法行為が成立する。

被告は本件各発言当時において可能な調査をしていれば、上記①ないし③の主張が事実誤認であり、懲戒事由となり得ないことを容易に知り得たのに、本件弁護士団が本件刑事事件において広島高等裁判所に提出した更新意見書及び最高裁判所における弁論要旨を読まず、本件弁護士団に接触を図り弁護方針を確認しようと試みたこともないなど、必要な調査・検討をしなかった。このように、被告は自らの誤解に気づかず又は到底懲戒事由となり得ないことを知りながら、これを怠り、あえて多数の懲戒請求をあおっており、この行為は弁護士懲戒制度の目的に照らし相当性を欠いているから不法行為が成立する。

(被告の総論的主張)

- ア 被告としては、本件弁護士団に対して懲戒を申し立てるかどうかについては視聴者の自由意思に委ねており、原告らに対する懲戒請求は本件番組の視聴者らが懲戒制度を知ったことによる結果であって本件各発言により扇動されたものではない。
- イ 弁護士会の信用を害し、品位を失うべき非行に当たるかどうかは評価に関わる事柄であるから、世間一般の常識的な感覚で判断するものであり、多数の懲戒請求がされたという事実は、實際上原告らに対する処分に影響を及ぼす。
- ウ 一般市民が本件弁護士団の本件刑事事件における活動は弁護士会の信用を害し、品位を失うべき非行に当たると考えることには事実上及び法律上の根拠があり、したがって、原告らに対してされた懲戒請求には違法性がないから、それを勧奨した被告の行為にも全く違法性はない。なお、上記事実上及び法律上の根拠があるかどうかについては原則として懲戒請求をした一般市民について検討すべきである。
- エ 本件弁護士団の本件刑事事件における非行は、報道等により公知の事実となっている。また、被告は原告らに対して懲戒請求をした者と同様の調査

及び検討をする義務を負わないし、仮に負ったとしてもこれらの義務を尽くした。

(被告の各論的主張)

ア 以下の事情から、一般市民の原告らに対する懲戒請求には事実上及び法律上の根拠があった。

ア) 本件弁護団は原則として本件刑事事件について動機、犯意を生じた時期及び犯行態様等について争ってはならないのに争った。

a 上記最判平成18年6月20日は本件刑事事件について次のとおり判示した。

「弁護人安田好弘（以下「安田」という）、同足立修一は、当審弁論及びこれを補充する書面において、原判決が維持した第1審判決が認定する各殺人、強姦致死の事実について、重大な事実誤認がある旨を指摘する。しかし、その指摘は、他の動かし難い証拠との整合性を無視したもので失当であり、本件記録によれば、弁護人らが言及する資料等を踏まえて検討しても、上記各犯罪事実は、各犯行の動機、犯意の生じた時期、態様も含め、第1、2審判決の認定、説示するとおり揺るぎなく認めることができ、弁護団の指摘する事実誤認等の違法は認められない。被告人の罪責は誠に重大であって、特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかないものといわざるを得ない。」

その上で、最高裁判所は、第1審及び第2審判決が死刑を回避する事情として挙げた点については本件被告人が犯行当時18歳になって間もない少年であり、その可塑性から改善更生の可能性が否定されていないということ以外は、斟酌（しんしゃく）するに値しない事情として一蹴し、本件刑事事件について死刑の選択を回避するに特に酌量すべき事情があるかどうかにつきさらに慎重な審理を尽くさせるために本件刑事事件を破棄差戻した。

この判決を常識的な感覚で読めば、最高裁判所は、本件刑事事件について差戻し審では事実関係が確定したものとした上で情状について再度審理すべきであり、犯行当時や原審の弁論終結時までの事由ではなく、原審の弁論終結時以後の事情を徹底して審理し、本件被告人が18歳になって間もない年齢であるという事情を総合して死刑を回避すべきであるかどうかについて判断すべきであるとしていると解釈する。

b 裁判所法4条は上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束すると規定している。

また、刑事訴訟法382条の2は、やむを得ない事由によって第一審の弁論終結前に取り調べを請求することができなかつた場合を除いて、新証拠を用いて新たな事実を主張することは許されないとしていると解釈されるから、被告人の主張の変更は原則として許されない。

c 本件弁護団は本件刑事事件について本件被告人の更生可能性を徹底的に主張立証することなく、それまで認めていた強姦目的及び殺意を否認し、犯行に至った経緯についての主張も著しく変更させ、被害者を復活させるために姦淫行為をしたという新たな主張をしており、これらは最高裁判所で一蹴された主張の蒸し返しである。本件弁護団は判決に影響を及ぼすことがなく、死刑を選択すべき事情として考慮するまでもない細かな事実固执し、犯罪事実をあらゆる角度から否定しようとした。

d 本件弁護団が本件刑事事件について、動機、犯意を生じた時期、犯行態様等について差戻し審で争うことは何ら違法でないとはいえ、上記のような事情から、一般市民が、本件弁護団の弁護活動について、最高裁判所の判決を無視し、裁判所法4条にも違反する弁護活動であり、弁護士全体ひいては弁護士会に対する信用を失い、弁護士の品位を失

うべき非行に当たると評価したとしても事実上及び法律上の相当な根拠があるといえる。

- (イ) 最高裁判所は、本件刑事事件について平成18年3月7日弁護人らからされた弁論期日の延長申請を翌8日に却下したのに、安田及び原告足立は単なる一職業団体にすぎない日本弁護士連合会における全員ではなく一部の弁護士のみが参加する裁判員裁判の模擬裁判のリハーサルに出席することを理由として欠席した。これは全く正当な理由のない不出頭である。

本件弁護団の一員である村上満宏は、上記欠席の非を認めず、最終的には司法関係者全体の問題であると開き直った上、裁判所や検察庁が被害者に弁護人が欠席するという連絡をすればよかったなどと身勝手な主張をした。

本件弁護団も上記安田及び原告足立らの非常識な行動について、被害者遺族又は社会に対して正式に謝罪をした形跡は全くなく、本件弁護団はこのような社会において全く是認できないマナー違反を容認しており、このことについて一般市民が弁護士の品位を失い、ひいては弁護士全体に対する信用を失わせたと判断することには事実上及び法律上の根拠がある。

- (ウ) 地下鉄サリン事件を含むいわゆるオウム事件の控訴審において弁護団は控訴趣意書の不提出というおよそ弁護士としては認められない法律違反の弁護戦術を断行し、その結果、刑事訴訟法386条1項1号により裁判を打ち切られるという前代未聞の大失態を犯し、それにより一審の裁判のみで被告人の死刑が確定した。これは弁護人としてあるまじき行為であり、被告人の人権を弁護人が踏みにじる行為である。

本件弁護団の主任弁護人である安田は、当初オウム事件の弁護団の主任弁護人を務めており、本件弁護団の一員である岩井信弁護士もオウム

事件の弁護団に加わっていた。また、本件弁護団の一員である松井武（以下「松井」という）は、オウム事件で控訴提出書を提出せず、裁判所から弁護士会に対し処置請求及び懲戒請求をされた。そうであるにもかかわらず、オウム事件の弁護団は裁判所を批判する抗議声明を出しており、自らが法律に違反し、法律にのっとって裁判が打ち切られたにもかかわらず全く反省していない。

弁護団は有機的一体の人的組織であり、意思連絡も密で同じ価値観を共有する組織体であるところ、本件弁護団にも上記安田及び松井が加わっていることからすると、本件弁護団もオウム事件弁護団と同じ価値観を有しており、被告人の利益のためなら裁判のルール上定められた期日を無視してもかまわないという価値観を有する集団であると一般的には判断される。

(エ) 本件各発言当時、本件被告人は本件弁護団に誘導されて虚偽の供述をしたと考えられていた。このような場合、法律上は本件弁護団が社会に対し説明をする責任はないとはいえ、社会が合理的な理由に基づいて弁護士に対する信用を失い弁護士の品位を欠いていると評価している状況では、信用や品位を回復し懲戒請求を避けるために、社会に対して説明する必要があった。

そうであるのに、本件弁護団はこの疑念を払拭（ふっしょく）するような説明をしなかった。

イ さらに、被告は、以下の事情から原告らには品位を失うべき非行があると判断した。したがって、本件各発言により原告らに対する懲戒請求を勧奨したことには事実上及び法律上の根拠がある。

(ア) 原告足立は自らスピード違反をした事件において反則金を納付せず無罪を主張して裁判で争ったことがあり、その主張内容は「規制速度は実勢速度とかけ離れており、速度超過に違法性がない」「ねずみ取りは速

度違反をし向けて摘発する一種のおとり捜査であり違法である」「測定機器、測定方法の信頼性、正確性に疑いがある」などという世間の常識とかけ離れた法律論を述べるものであって、広島高等裁判所で全面的に排斥された。

(イ) 原告足立は、テレビ番組に出演した際、最高裁判所が本件刑事事件について一蹴した事実関係を主張し続け、最高裁判所における本件刑事事件の弁論を欠席したことに対する謝罪を一切しなかった。

(ウ) 安田及び原告足立は、平成18年2月に行われた「死刑執行停止に関する全国公聴会」における「被害者支援と死刑問題」と題するパネルディスカッションに関与し、すでに本件刑事事件の弁護を担当することを決めていたのに、そのことを秘して本件刑事事件の被害者の夫を参加させた。

(原告らの各論的主張)

被告は原告らに対する懲戒請求に事実上又は法律上の根拠がないことを知りながらあえて本件各発言をした。

ア(ア) a 破棄判決の拘束力は、破棄の直接の理由すなわち原判決に対する消極的、否定的判断についてのみ生ずるものであり、刑事訴訟法上、被告人が主張の変更をしてはならないという規定は存在せず、本件弁護団が本件刑事事件の事実関係を争うことは何ら違法ではない。

弁護士である被告はこのことを当然知っていた。

b 現に広島高等裁判所は本件放送に先立つ平成19年5月24日の公判において本件弁護団がした証拠調べ請求を採用した。

(イ) 最高裁判所における本件刑事事件の公判期日を欠席したのは原告足立のみであり、その他の原告は当時本件刑事事件の弁護人ではなく、全く関与していない。

a 原告足立に対しても平成19年3月30日に広島弁護士会綱紀委員

会において懲戒不相当の決定がされたから、もはや懲戒事由とはなり得なかったのであり、被告も本件各発言当時このことを認識していた。

- b 原告足立は、上記公判期日の2週間前に本件刑事事件を受任し、前任の弁護士から引き継ぎを受けた訴訟記録のみでは不十分であり、さらに訴訟記録を閲覧謄写しなければならない状態であり、本件刑事事件の重大性からすると、上記公判期日までには十分な準備を行うことは困難で、さらに準備期間が必要であった。

したがって、原告足立が受任後に最高裁判所に対し期日変更申請をしたのは無理からぬことであり、この点において訴訟遅延を図る不当な目的はなかった。

- c また、原告足立は、上記公判期日まで2週間しかなく準備期間が不足していたこと、当日はすでに日弁連の会務が予定されていたことを承知していた。しかし、本件刑事事件は死刑か無期懲役かが問題となる重大な刑事事件であって、公判期日直前に弁護士が交替した場合には、公判期日変更請求が認められることもまれなことではないから、期日変更請求が認められると考えて弁護士に就任したことは非難されるべきことではない。

- d 原告足立らは、最高裁判所により期日変更請求が直ちに却下されたため、訴訟記録も十分にそろっておらず、記録の精査も十分ではなかったことから、たとえ準備不足のままで公判期日に出席して準備期間の不足を理由に公判期日の続行を求めても、最高裁判所の本件刑事事件に対するそれまでの対応からすると、続行の主張は認められず、弁論が終結される可能性が極めて高く、その場合には最高裁判所における被告人のための弁護活動の機会が失われると判断した。そこで、批判されることを覚悟の上で、被告人のために最善の弁護活動をする努力義務を優先させ、公判期日の延期を見込んであえて公判期日に欠席

した。その動機は、まさに死刑か無期懲役かという究極の局面に遭遇している被告人の防御権のために、言い換えれば、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を目的として、被告人のために最善の弁護活動努力義務を尽くすことにあった。

この行為は本件刑事事件の真相を追及して被告人の防御権を保障しようとするものであって、被害者及びその遺族の基本的人権を無視するものではない。

現に、原告足立らは、受任後直ちに弁護活動に着手し、上記公判期日までの2週間の間に広島拘置所に勾留されている被告人と7回ほど接見し、訴訟記録の欠落部分を取り寄せるべく、裁判所に訴訟記録の閲覧及び謄写申請を行うなど精力的に弁論準備活動を行い、最善の弁護活動努力義務を尽くした。

また、上記公判期日後は、被告人と14回接見し、欠落した訴訟記録の閲覧謄写を行い、次の公判期日には弁論要旨22頁、その資料として1ないし32を提出して弁論を行った。

以上のとおり、原告足立らは、本件刑事事件について受任した後、本件被告人のために真摯に弁護活動を行っており、これら一連の弁護活動を総合的に考慮すると、弁護士の欠席行為を取り上げて懲戒処分を課さねばならないほどの非行ということとはできない。

- e 弁護士倫理規程76条に定める怠慢又は不当な目的による裁判遅延行為とは、単に正当な理由のない欠席というだけでは足りず、最善の弁護活動義務とは無関係な目的が付加されている場合、例えば、私的利益を図るとか、関係者を困窮させるだけとかいうような実質的にみて弁護活動目的からはみ出た目的をもった行為を想定している。

原告足立は、上記のとおり、専ら最善の弁護活動努力義務を尽くす目的で本件刑事事件の公判期日を欠席したものであり、他に怠慢又は

不当な目的を持っていなかった。また、同条にいう「訴訟の遅延」とは、通常の審理期間を超えた場合をいうのであり、その後の訴訟手続からすると、上記期間を超えるほどに審理が長引いてはいない。

したがって、原告足立は専ら訴訟を遅延させる目的で虚偽の事実を申し立てて本件公判期日に欠席したのでもない。

(ウ) いわゆるオウム事件の弁護団が控訴趣意書を提出しなかったことについては原告ら全員が関与していない。

(エ) 弁護人は、被告人の単なる代理人ではなく、その保護者であって、弁護人の訴訟上の権利ないし権限を被告人のために誠実に行使することを義務とする者をいう。したがって、弁護人は国家権力やマスメディア、世論等に屈することなく、被告人のために誠実に権利・権限を行使しなければならない。

被告の主張は弁護人の誠実義務を無視した被告独自の解釈であり、全く根拠がない。弁護人が社会からの批判に対して誠実義務を放棄して説明することは、そのこと自体が弁護士の信用を損ない、かつ、その品位を害することとなる。

本件被告人が主張を変遷させたからといって、本件弁護団が虚偽の主張をさせたというのは経験則を逸脱した推論であり、前提となる事実を誤認するものである。

イ(ア) 原告足立のスピード違反被告事件について他の原告は全く無関係である。

原告足立はスピード違反の取り締まり、いわゆるねずみ取りに対して世間からの批判も強かったことから、一石を投じる意図から争った。

そもそも、この事件は本件各発言の10年以上も前の出来事であり、弁護士法63条は懲戒請求について3年の除斥期間を定めているから、懲戒事由となりようがない。

(イ) 原告足立が平成18年4月18日の翌日とその週の土曜日にテレビ番組に出演して最高裁判所における本件刑事事件に対する主張を説明したことは認める。これも他の原告とは無関係である。

安田及び原告足立は、同月17日に東京地裁の司法記者クラブで記者会見を行った際に、被害者の遺族らに対し謝罪の意思を表明した。

(ウ) 平成18年2月4日に行われた「死刑執行停止に関する全国公聴会」は日本弁護士連合会が主催した行事であり、その内容をもって原告らの懲戒事由とすることは失当であり、少なくとも原告足立以外の原告は無関係である。

(3) 争点(3)に関する当事者の主張

(原告らの主張)

原告らに対する懲戒請求は、その大半が本件各発言により扇動されたものである。

ア 本件放送がされた地域は全国30道府県であり、17都県では放送されなかった。

原告らに対してされた懲戒請求書に記載された請求者の住所は、人口100万人当たりでは本件放送がされた地域で約13.5人であるのに対し、本件放送がされなかった地域では約5.18人と明らかな差違がある。

本件放送がされなかった神奈川県では署名活動の形式により23通分の懲戒請求が集められ、92人が懲戒請求をしており、これを除くと人口当たりの請求件数上位14都道府県は本件放送がされた地域であり、これらの地域からの懲戒請求の合計は825件に及んでおり、本件訴え提起前の原告らに対する懲戒請求合計1222件のおよそ3分の2である。

原告足立に対する懲戒請求は本件放送がされた後平成18年6月までの約1か月間にされたものが238件あり、同年8月までにされた合計318件の約3分の2を占めている。